

## 第 60 回産業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 28 年 9 月 16 日（金） 13:55～15:25
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 7 階中会議室
- 3 出席者  
(部 会 長) 川崎 茂  
(委 員) 西郷 浩、河井 啓希  
(専 門 委 員) 安倍 澄子、野見山 敏雄  
(審議協力者) 野崎 和美、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県、千葉県  
(調査実施者) 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：春日課長ほか  
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐  
(事 務 局) 総務省：横山大臣官房審議官  
総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

### 4 議 題 「作物統計調査の変更について」

#### 5 概 要

前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項について審議が行われた後、「報告を求める事項の変更」、「調査票の変更等」、「集計事項の変更」及び「前回答申における今後の課題への対応状況」について審議が行われ、一部の事項については、農林水産省において再度整理し、その結果を次回以降の部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

#### (1) 前回部会において整理、報告等が求められた事項に対する回答について

全国調査（47 都道府県）を主産県調査として実施するに当たって、調査対象都道府県の数を試算したところ、例えば、陸稲及びかんしょは 7 県に、茶は 12 県に、みかんは 21 県に、りんごは 14 県に減少する。また、関係団体調査及び標本経営体調査の調査対象数は、全国調査の実施年など一時的に増加する場合を除けば、おおむね従前と同水準となっている。

→ 調査対象都道府県数が減る主産県調査による結果精度への影響を懸念する旨の意見もあったが、主産県調査の導入は、調査対象都道府県の数の減少による調査の効率化と、一定程度の調査対象数による結果精度の確保を図ろうとするものであると考えられる。また、主産県調査年に関する公表値と推計値の誤差も小さいことから、結果精度との関係ではあまり心配しなくてもよいのではないかと考える。

#### (2) 報告を求める事項の変更について

##### ア 麦類の作付面積調査に係る調査事項の変更

今回、えん麦の作付面積の把握を廃止する計画であるが、えん麦は麦類の中で小麦に次ぐ作付面積<sup>(注)</sup>であり、また、主に緑肥作物（土壌を肥沃化する目的で栽培し、土にすき込む作物）として栽培されており、行政利用以外でもその経年変化を知ることは重要であるとの意見を踏まえ、政策実施部局とも協議し、環境に配慮した農業推進の観点からも公共財として必要な情報であるため、緑肥用の作付面積のみ引き続き調査することとした。

(注) 平成 27 年 作付面積（総数）

小麦：214,600ha、二条大麦：40,800ha、六条大麦：20,300ha、はだか麦：5,380ha、えん麦：53,200ha

→ えん麦に係る土地利用の経年変化を把握することは重要であると考えている。今回示された修正案によって、引き続き、えん麦の緑肥用作付面積をしっかりと把握することとなったので、これで結構であると考えている。

#### イ 飼肥料作物の作付面積調査に係る調査事項の変更

- ・ 飼料作物の作付面積について、作付面積全体の約 87%を占める牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴーの 3 品目については本調査において継続して把握し、近年作付けが増加している飼料用米及びWCS 用稲<sup>(注)</sup>については別途政策実施部局による行政データで把握するとのことである。しかしながら、データの把握・公表部局が異なる中で、統計利用者にとって、飼料作物トータルのデータを見たいときにどうすればよいのか。統計利用者側で双方の公表データを足し上げて把握することになるのか。

(注) WCS 用稲とは、家畜の飼料用として、稲の実が完熟する前に、稲の穂と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料（ホールクロップサイレージ：Whole Crop Silage）のことをいう。

- ・ 本調査の飼料作物の作付面積結果に係る統計表に、飼料用米及びWCS 用稲については行政データから補って表章するのか。これまでも公表してきた数値でもあるので、情報源が異なるので同一の統計表で表章することは難しいということであれば、統計表の注釈か参考資料といった形で掲載してもよいのではないかと。

→ 引き続き飼料作物計として合計値を統計表で表章することとしており、品目別では牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴーの 3 品目のみ表章し、飼料用米、WCS 用稲及びその他の飼料作物については統計表上では表章しないものの、合計値から差し引きで算出することが可能である。しかしながら、御指摘を踏まえ、統計利用者の利便性を図る観点から、飼料用米及びWCS 用稲に係るデータについては、参考資料という形で掲載することは可能であるので、そうしていきたい。

#### ウ 茶の収穫量調査に係る調査事項の変更

- ・ 一番茶以外については、年間計から一番茶を差し引くことによって合計が把握できるということであったが、これは生葉収穫量及び荒茶生産量についてであり、摘採面積は含まないという理解でよいか。

→ そのとおり。お茶は、何回か同じ茶園を利用するため、二番茶以降の摘採面積は差し引いても把握できない。加えて、一番茶を摘採しないということは通常ありえないので、年間計と一番茶の面積がほぼ一致することになる。

- ・ 茶期別荒茶生産量について、農林水産省の公表値と全国茶生産団体連合会のデータを比較すると、若干農林水産省の公表値の方が大きいように思われる。これは茶生産団体等に加盟していない生産者の有無といったことによる、両者のカバレッジに差があるためということか。

→ カバレッジに差はないと考えている。全国茶生産団体連合会のデータはほとんどの生産者が加盟している茶生産団体等からの聞き取りにより把握しているものであり、また、本調査は生産者が摘んだお茶を必ず運ぶ荒茶工場を対象に調査を行って把握しているものであるためである。本調査結果は推計による算出であるが、全国茶生産団体連合会のデータは積み上げによる算出といった集計方法の違いによるものではないかと考え

る。

- ・ 論点に対する回答では、農林水産省の公表値と全国茶生産団体連合会のデータについて、平成 27 年の茶期別荒茶生産量の比較しか掲載されていないので、両者を経年的にみてギャップが広がりつつあるような傾向があるのかどうか確認しておく必要があると考える。また、全体の構成比では農林水産省の公表値と全国茶生産団体連合会のデータとの間にあまり差がないものの、実数ベースでは、例えば、おおい茶は農林水産省の公表値が 6,710t で、全国茶生産団体連合会のデータが 6,428t と 5%程度の差があるし、他の茶種についても同様に一定程度の差がみられる。このような状況について、もう少し丁寧な説明をお願いします。

→ 茶期別荒茶生産量の比較に関する時系列データや、年間計や茶種別の実数ベースで生じているギャップの状況やその理由等について整理し、次回部会において報告させていただく。

### (3) 調査票の変更等について

- ・ 農業経営体を対象とする飼料作物の収穫量調査では、「<固定サイロを用いている場合>」や「<ラッピングを行っている場合>」といった記入欄を追加することとしている。これまでの変更内容はおおむね調査の簡素化といった視点からのものが多かったが、ここだけ従前と比較して詳しく調査事項を設けて把握するのは何か理由があるのか。

→ 飼料作物については、収穫の形態上全体の把握が難しく、農業経営体によっては、飼料作物を詰めているサイロの容量や、飼料作物をラッピングした個数等は把握していても、重量ベースでの収穫量を把握していない場合がある。そのような場合でも、報告者が記載しやすいよう記入欄を設けるものである。報告者は該当する記入欄どれか1つに書けばよいので、調査票に調査事項を追加したように見えるが、報告者負担が増えるような変更ではない。

- ・ 関係団体を対象として面積調査・収穫量を把握する調査票において、収穫量の増減要因等を把握する調査事項に関し、作柄の良否については「良」「並」「悪」、被害の多少については「少」「並」「多」となっている。これについて記載（選択）する上での基準を明記した方がわかりやすいと思う。基準を明記していないということは、報告者にある程度任せているということか。任せているとすれば、記入する担当者が替わると記載ぶりも変わるといった懸念はないのか。

→ 現時点では特段基準を設けることは考えておらず、報告者の判断により記入いただくこととしている。しかし、配布する調査票には前年産の作付面積や収穫量をプレプリントしており、記入担当者は記入する本年産の数字と比較して収穫量の増減要因等を把握する調査事項を記載することとなるので、記入担当者が替わっても特に問題はないものと考えている。

### (4) 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

前回答申（平成 19 年 2 月の統計審議会答申）において「今後の課題」として指摘された事項に対する農林水産省の対応状況については、以下のとおり整理された。

#### ア 標本経営体に係る標本設計の検討

- ・ 前回部会において、標本経営体に係る標本設計の見直し内容について御審議いただき、  
適当と整理された。

#### イ 調査に係る誤差情報の提供

- ・ 平成 20 年度調査結果から、農林水産省ホームページ及び本調査の調査結果報告書において、関係団体及び標本経営体に対する各作物別の調査の特性に応じて誤差情報を提供していることから、適当と整理された。
  - 今回、標本経営体に係る標本設計の変更を行うこととしており、この関係で、従前の回収率等の情報に加え、目標精度や標準誤差率といった情報の提供が可能となることから、これまで以上に本調査における誤差情報等に関する情報提供の充実に今後も努めてまいりたい。

### 6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 10 月 14 日（金）14 時から総務省第 2 庁舎 3 階第一会議室において開催することとされた。